

令和4年度第4回危険物取扱者保安講習のご案内

消防法第13条の23に定める危険物取扱者保安講習が（一社）千葉県危険物安全協会連合会により、次のとおり実施されます。

開催日時	令和5年1月20日（金）	午前：一般	午後：給油取扱所
	令和5年1月31日（火）	午前：給油取扱所	午後：コンビナート
	令和5年2月7日（火）	午前：一般	午後：コンビナート
	令和5年2月16日（木）	午前：コンビナート	午後：一般

会場	1月20日（金）・2月7日（火）・2月16日（木） 千葉市民会館（千葉市中央区要町1-1）
	1月31日（火） 市原市市民会館（市原市惣社1-1-1）

講習料	4,700円（千葉県収入証紙）
	※ 千葉県収入証紙は、各市町会計課、交通安全協会、保健所、地域振興事務所等で販売しています。

申請期間	令和4年11月28日（月）～令和4年12月2日（金）
------	----------------------------

受付場所	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（窓口申請のみ） （一社）千葉県危険物安全協会連合会（窓口申請・郵送申請）
	※ 申請の際は、危険物取扱者免状の写し(両面)をご持参ください。申請書は、消防本部及び各消防署・分署にあります。

問合せ先	（一社）千葉県危険物安全協会連合会 電話043-266-7930 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 予防課予防係 電話0470-80-0132
------	--

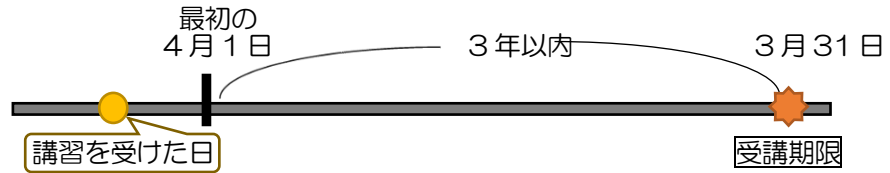
保安講習実施要領と受講申請書は、[（一社）千葉県危険物安全協会連合会ホームページ](#)にてダウンロードすることができます。

危険物取扱者保安講習の受講期限



保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

継続して
危険物取扱
作業に
従事して
いる者

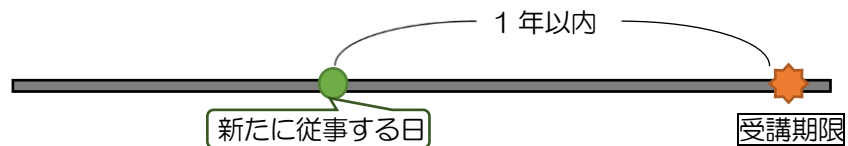


(例) 受講した日 令和元年(2019年)10月4日
最初の4月1日 令和2年(2020年)4月1日
受講期限 令和5年(2023年)3月31日



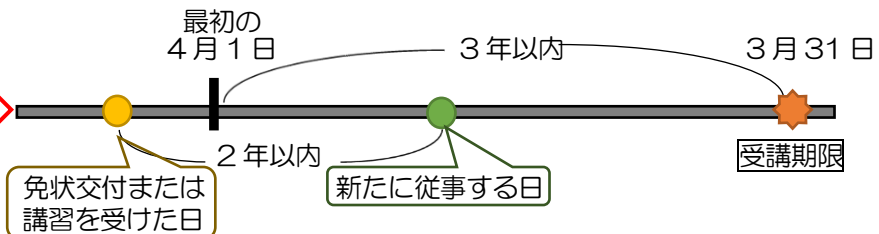
危険物の取扱作業に従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。
ただし、従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

新たに危
険物取扱
作業に従
事する者



(例) 新たに従事する日 令和3年(2021年)10月1日
受講期限 令和4年(2022年)9月30日

従事する
前2年以
内に免状
の交付又
は講習を
受けてい
る場合



(例) 新たに従事する日 令和3年(2021年)10月1日
免状交付日又は受講した日 令和2年(2020年)1月21日
最初の4月1日 令和2年(2020年)4月1日
受講期限 令和5年(2023年)3月31日

※ 危険物取扱作業に従事していない者は、法令上、特に受講する義務はありません。